第十条第三項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に、「第三十条の七第四項又は第六項」を「第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）又は第三十条の十二第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「利用」を「提供を受けること」に改める。

（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第二十二条　小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の九」に改め、「以下同じ。）」の下に「のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）以外のもの」を加え、「第三十条の七第四項又は第六項」を「第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）又は第三十条の十二第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「利用」を「提供を受けること」に改める。

第十四条第三項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に、「第三十条の七第四項又は第六項」を「第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）又は第三十条の十二第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「利用」を「提供を受けること」に改める。

（国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第二十三条　国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十七年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改め、「において同じ。）」の下に「のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。第九条第三項において同じ。）以外のもの」を加え、「第三十条の七第四項、第五項若しくは第六項又は第三十条の八第一項」を「第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）、第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）又は第三十条の十二第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第九条第三項中「本人確認情報」の下に「のうち個人番号以外のもの」を加え、「第三十条の七第四項、第五項若しくは第六項又は第三十条の八第一項」を「第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）、第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）又は第三十条の十二第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に改める。

（通訳案内士法施行規則等の一部改正）

第二十四条　次に掲げる省令の規定中「個人番号」を「住民票コード」に改める。

一　通訳案内士法施行規則第十六条第三項及び第二十一条第三項

二　建設業法施行規則第七条の二第二項、第十七条の四第二項、第十七条の二十九第三項、第十七条の三十一第三項及び第二十一条の五第二項

三　気象業務法施行規則第十条第三項、第三十三条第三項及び第三十八条第二項

四　宅地建物取引業法施行規則第一条の二第二項、第十条の二第二項、第十四条の三第四項及び第十九条の二第三項

五　施工技術検定規則第四条第二項及び第十条第三項

六　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第六条第二項、第二十二条第二項及び第二十九条第二項

七　旅行業法施行規則第一条の三第二項及び第三項、第一条の四第二項及び第三項並びに第三十四条第三項

八　浄化槽設備士に関する省令第一条第二項及び附則第三条第二項

九　浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第三条第二項及び第八条第二項

十　国際観光ホテル整備法施行規則第二条第三項及び第十九条第三項

十一　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則第二十五条第三項及び第三十条第三項

十二　解体工事業に係る登録等に関する省令第四条第二項及び第六条第二項

十三　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第二十五条第三項、第四十二条第二項、第五十三条第二項及び第七十条第四項

十四　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十二条第三項

十五　国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第五十二条第三項及び第五十七条第三項

十六　沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令第四条第三項及び第九条第三項

十七　福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令第四条第三項及び第九条第三項

十八　国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則第五条第三項及び第十条第三項

十九　小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則第九条第三項及び第十四条第三項

二十　国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則第四条第三項及び第九条第三項

第二十五条　次に掲げる省令の規定中「同法第七条第八号の二」を「同法第七条第十三号」に改める。

一　通訳案内士法施行規則第十六条第三項

二　建設業法施行規則第七条の二第二項

三　気象業務法施行規則第十条第三項

四　宅地建物取引業法施行規則第一条の二第二項

五　施工技術検定規則第四条第二項

六　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第六条第二項

七　旅行業法施行規則第一条の三第二項

八　浄化槽設備士に関する省令第一条第二項

九　浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第三条第二項

十　国際観光ホテル整備法施行規則第二条第三項及び第十九条第三項

十一　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則第二十五条第三項及び第三十条第三項

十二　解体工事業に係る登録等に関する省令第四条第二項及び第六条第二項

十三　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第二十五条第三項、第四十二条第二項、第五十三条第二項及び第七十条第四項

十四　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十二条第三項

十五　国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第五十二条第三項及び第五十七条第三項

十六　沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令第四条第三項及び第九条第三項

十七　福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令第四条第三項及び第九条第三項

十八　国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則第五条第三項及び第十条第三項

十九　小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則第九条第三項及び第十四条第三項

二十　国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則第四条第三項及び第九条第三項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。